

【自動車検査独立行政法人よりお知らせ】

**平成20年5月1日から全てのディーゼル車について
検査機器を用いての黒煙測定を行います**

平成20年3月中に黒煙測定時に使用する排煙装置の設置工事が完了する予定です。

これに伴い、平成20年4月1日から1ヶ月を周知期間とし、平成20年5月1日から全てのディーゼル車について、検査機器を用いての黒煙測定を行います。

測定方法については、【審査事務規定 別添6－2 無負荷急加速黒煙の測定法法】により行います。

黒煙測定時にエンジントラブル等が生じても、法人にて損害賠償等は出来ませんので、ご了承ください。(原動機等に不調等がある場合は、点検・整備・修理等の後に検査の申請をしてください。)

※ 審査方法等、詳しい内容については検査法人山梨事務所または、自動車検査独立行政法人ホームページ (<http://www.navi.go.jp>) にて確認をお願いします。

【自動車関係団体よりお知らせ】

年度末繁忙期における検査・登録業務等の円滑化にご協力下さい

年度末繁忙期での検査・登録関係業務が大変混雑するものと予測されます。

つきましては、下記事項を厳守し、繁忙期の検査・登録業務等の円滑化にご理解とご協力をお願い致します。

◇検査予約については、見込み予約や当日キャンセルをしないように、また、早めのキャンセルをお願いします。

◇申請書等の書類作成にあたっては丁寧且つ正確に記入し、十分確認の上、提出して下さい。

◇名義変更及び抹消等の申請業務は、3月中旬頃までに手続きを済ませるようご協力下さい。

特に年度末最終日の31日は、大変混雑が予想され、当日内に処理できない場合もありますので、早めの申請にご協力下さい。

◇構内の駐車スペースが限られているため、入場できない恐れもありますので、業務終了後は速やかに退出し、構内混雑の緩和にご協力下さい。

◇軽自動車検査協会では、3月21(金)から3月31(月)までの土・日曜日を除く7日の間、電子情報処理システムの稼働時間を30分繰上げて、午前8時とします。

また、申請手数料の一括納付制度を活用いただき、窓口の混雑緩和にご協力下さい。

(JASPA P30)